

## 精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（案）の概要について

### 1. 改正の趣旨

- 精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に伴い、精神保健福祉士が果たす役割は、精神障害者に対する援助のみならず、精神障害等によって日常生活又は社会生活に支援を必要とする者や精神保健（メンタルヘルス）の課題を抱える者への援助へと拡大してきており、また、役割の拡大とともに精神保健福祉士の配置・就労状況も、医療、福祉、保健分野から、教育、司法、産業・労働分野へ拡大している。
- これを受け、今般、拡大する役割に的確に対応できる精神保健福祉士を養成するため、精神保健福祉士の養成カリキュラム等を見直し、精神保健福祉士法施行規則（平成 10 年厚生省令第 11 号。以下「施行規則」という。）及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成 10 年厚生省令第 12 号。以下「指定規則」という。）の改正を行う。
- また、女性のキャリア継続において、結婚や離婚に際しても継続して旧姓を使用できることが重要であり、女性活躍推進の観点から、国家資格における旧姓使用について規制改革推進会議等において検討がなされていたところ、本年 6 月に公表された「規制改革推進に関する第 5 次答申」において、保育士、介護福祉士等の国家資格について今年度中に旧姓の使用を可能とすることとされた。
- これを受け、精神保健福祉士においても旧姓の使用を可能とするため、登録申請書の様式改正を行う。
- さらに、規制改革推進会議「行政手続部会取りまとめ」（平成 29 年 3 月 29 日規制改革推進会議行政手続部会決定）において、「各省庁は、「行政手続簡素化の 3 原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」を踏まえ、削減目標達成のための計画を策定し、行政手続コストの削減に向けた取組みを進める。」とされたことから、指定規則に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等（以下「養成施設等」という。）の指定の申請手続について、指定を受けようとする設置者が提出する書類の記載事項を削減する等、コスト削減を行うための所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

#### （1）施行規則の一部改正

- ① 精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験として認められる施設の範囲に、以下の施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）を追加する。
  - ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童自立生活援助事業を行

う施設

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域包括支援センター
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する基幹相談支援センター
- ② 精神保健福祉士試験の科目について、表1のとおり改正し、当該改正に伴い、試験科目の免除規定の範囲の変更を行う。

（表1）精神保健福祉士試験の科目の変更点 ※色つき箇所が変更部分

現 行	改 正 後
1 人体の構造と機能及び疾病	1 医学概論
2 心理学理論と心理的支援	2 心理学と心理的支援
3 社会理論と社会システム	3 社会学と社会システム
4 現代社会と福祉	4 社会福祉の原理と政策
5 地域福祉の理論と方法	5 地域福祉と包括的支援体制
6 社会保障	6 社会保障
7 低所得者に対する支援と生活保護制度	7 障害者福祉
8 福祉行財政と福祉計画	8 権利擁護を支える法制度
9 保健医療サービス	9 刑事司法と福祉
10 権利擁護と成年後見制度	10 社会福祉調査の基礎
11 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	11 精神医学と精神医療
12 精神疾患とその治療	12 現代の精神保健の課題と支援
13 精神保健の課題と支援	13 ソーシャルワークの基盤と専門職
14 精神保健福祉相談援助の基盤	14 精神保健福祉の原理
15 精神保健福祉の理論と相談援助の展開	15 ソーシャルワークの理論と方法
16 精神保健福祉に関する制度とサービス	16 ソーシャルワークの理論と方法（専門）
17 精神障害者の生活支援システム	17 精神障害リハビリテーション論
	18 精神保健福祉制度論

- ③ 精神保健福祉士登録申請書について、旧姓併記の希望の有無及び旧姓の記入欄を設ける。
- ④ その他、①の改正に伴う規定の整理等、所要の改正を行う。

(2) 指定規則の一部改正

- ① 養成施設等の指定基準のうち、精神障害者の保健及び福祉に関する実習演習科目を教授する教員の要件について、科目名の変更等に伴う所要の改正を行う。

- ② 養成施設等の各種養成課程における教育内容について、表 2 及び表 3 のとおり改正し、当該改正に伴い科目名の変更等、所要の改正を行う。
- ③ 養成施設等の指定の申請及び変更の申請手続の際に、当該指定及び変更の承認を受けようとする者が提出する書類の記載事項を一部省略する等、所要の改正を行う。
- ④ その他、関係省令・告示の改正に伴う規定の整理等、所要の改正を行う。

(3) その他、条項ズレに伴う形式な改正や、この省令の施行に当たり必要となる経過措置を定める等、所要の改正を行う。

### 3. 根拠条文

精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）第 7 条第 2 号から第 4 号まで、第 27 条及び第 38 条

### 4. 施行期日等

公布日：令和 2 年 2 月中旬（予定）

施行日：I 施行規則様式第 2 並びに指定規則第 3 条から第 6 条まで、別表第 1 及び別表第 3 関係（2（1）③、2（2）①から③まで及び（3）の改正関係）  
公布の日

※ ただし、指定規則の改正規定については、次の i から iv までに掲げる区分に応じ、それぞれ i から iv までに掲げる日から適用する。

i 養成施設等のうち修業年限が 3 年を超える期間のもの 令和 3 年 4 月 1 日

ii 養成施設等のうち修業年限が 2 年を超え 3 年以下の期間のもの 令和 4 年 4 月 1 日

iii 養成施設等のうち修業年限が 1 年を超え 2 年以下の期間のもの 令和 5 年 4 月 1 日

iv 養成施設等のうち修業年限が 1 年以下の期間のもの 令和 6 年 4 月 1 日

II 施行規則第 2 条関係（2（1）①及び④、2（2）④並びに（3）の改正関係） 令和 2 年 4 月 1 日

IV 施行規則第 5 条及び第 6 条（2（1）②の改正関係） 令和 6 年 4 月 1 日

(表2) 養成施設等の指定基準における科目及び時間数の見直し内容 (昼間課程及び夜間課程)

【現行】 精神保健福祉士養成科目	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)
①人体の構造と機能及び疾病	30	
②心理学理論と心理的支援	30	
③社会理論と社会システム	30	
④現代社会と福祉	60	
⑤地域福祉の理論と方法	60	
⑥社会保障	60	
⑦低所得者に対する支援と生活保護	30	
⑧福祉行政と福祉計画	30	
⑨保健医療サービス	30	
⑩権利擁護と成年後見制度	30	
⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30	
⑫精神疾患とその治療	60	60
⑬精神保健の課題と支援	60	60
⑭精神保健福祉相談援助の基盤 (基礎)	30	
⑮精神保健福祉相談援助の基盤 (専門)	30	30
⑯精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	120
⑰精神保健福祉に関する制度とサービス	60	60
⑱精神障害者の生活支援システム	30	30
⑲精神保健福祉援助演習 (基礎)	30	
⑳精神保健福祉援助演習 (専門)	60	60
㉑精神保健福祉援助実習指導	90	90
㉒精神保健福祉援助実習	210	210
合計	1,200	720



【見直し後】 精神保健福祉士養成科目	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)
①医学概論	30	
②心理学と心理的支援	30	
③社会学と社会システム	30	
④社会福祉の原理と政策	60	
⑤地域福祉と包括的支援体制	60	
⑥社会保障	60	
⑦障害者福祉	30	
⑧権利擁護を支える法制度	30	
⑨刑事司法と福祉	30	
⑩社会福祉調査の基礎	30	
⑪精神医学と精神医療	60	60
⑫現代の精神保健の課題と支援	60	60
⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	30	
⑭精神保健福祉の原理	60	60
⑮ソーシャルワークの理論と方法	60	60
⑯ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	60	60
⑰精神障害リハビリテーション論	30	30
⑱精神保健福祉制度論	30	30
⑲ソーシャルワーク演習	30	
⑳ソーシャルワーク演習 (専門)	90	90
㉑ソーシャルワーク実習指導	90	90
㉒ソーシャルワーク実習	210	210
合計	1,200	750

(表3) 養成施設等の指定基準における科目及び時間数の見直し内容 (通信課程)

【現行】 精神保健福祉士養成科目	通学 課程	通信課程					
		一般養成			短期養成		
		面接 授業	印刷 教材	実習	面接 授業	印刷 教材	実習
①人体の構造と機能及び疾病	30		90				
②心理学理論と心理的支援	30		90				
③社会理論と社会システム	30		90				
④現代社会と福祉	60		180				
⑤地域福祉の理論と方法	60		180				
⑥社会保障	60		180				
⑦低所得者に対する支援と生活保護	30		90				
⑧福祉行政と福祉計画	30		90				
⑨保健医療サービス	30		90				
⑩権利擁護と成年後見制度	30		90				
⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		90				
⑫精神疾患とその治療	60	6	162		6	162	
⑬精神保健の課題と支援	60	6	162		6	162	
⑭精神保健福祉相談援助の基盤 (基礎)	30	3	81				
⑮精神保健福祉相談援助の基盤 (専門)	30	3	81		3	81	
⑯精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	12	324		12	324	
⑰精神保健福祉に関する制度とサービス	60	6	162		6	162	
⑱精神障害者の生活支援システム	30	3	81		3	81	
⑲精神保健福祉援助演習 (基礎)	30	3	81				
⑳精神保健福祉援助演習 (専門)	60	6	162		6	162	
㉑精神保健福祉援助実習指導	90	9	243		9	243	
㉒精神保健福祉援助実習	210			210			210
合計	1,200	57	2,799	210	51	1,377	210

【見直し後】 精神保健福祉士養成科目	通学 課程	通信課程					
		一般養成			短期養成		
		面接 授業	印刷 教材	実習	面接 授業	印刷 教材	実習
①医学概論	30		90				
②心理学と心理的支援	30		90				
③社会学と社会システム	30		90				
④社会福祉の原理と政策	60		180				
⑤地域福祉と包括的支援体制	60		180				
⑥社会保障	60		180				
⑦障害者福祉	30		90				
⑧権利擁護を支える法制度	30		90				
⑨刑事司法と福祉	30		90				
⑩社会福祉調査の基礎	30		90				
⑪精神医学と精神医療	60	6	162		6	162	
⑫現代の精神保健の課題と支援	60	6	162		6	162	
⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	30	3	81				
⑭精神保健福祉の原理	60	6	162		6	162	
⑮ソーシャルワークの理論と方法	60	6	162		6	162	
⑯ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	60	6	162		6	162	
⑰精神障害リハビリテーション論	30	3	81		3	81	
⑱精神保健福祉制度論	30	3	81		3	81	
⑲ソーシャルワーク演習	30	3	81				
㉑ソーシャルワーク演習 (専門)	90	9	243		9	243	
㉒ソーシャルワーク実習指導	90	9	243		9	243	
㉓ソーシャルワーク実習	210			210			210
合計	1,200	60	2,790	210	54	1,458	210